# 社会保険 ふくしい

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

2021 8・9月号

「社会保険事務講習会」を予約制で開催

「健康づくり宣言」はじめませんか?

育児休業と保険料の取り扱いについて

連載 健康保険料率が下がるインセンティブ制度とは?

伝え残したい 福井の味

## ナスのからし漬け

夏野菜の代表格であるナスは、家庭でも簡単に栽培でき、古くから親しまれてきました。塩漬けしたナスと米麹を使った「ナスのからし漬け」は家庭料理として食されてきた福井の味。暑い夏に食べたくなる一品です。

職場内で回覧しましょう

今年は9・10月に開催！

# 「社会保険事務講習会」を予約制で開催します!!

昨年はコロナ禍の影響から12月に延期開催しました「社会保険事務講習会」を、今年も参加人数に制限をさせていただきますが、従来どおり9･10月に開催いたします。

社会保険、労働（雇用）保険の事務手続き、法律改正等について、担当講師から解説等を行います。また、日常届出をする際の留意すべき点について解説等を行います。新しく社会保険の適用事業所となられた事業主様、年金委員、健康保険委員並びに社会保険の事務担当になられて間もない方など、事務手続きや法改正の確認をしたいと思われている方に、ぜひご参加いただきたいと思います。

なお、講習会開催にあたり、今年も新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を講じます。ご参加される皆様におかれましては、**必ずマスクの着用**をお願いするとともに、**会場での検温、手指の消毒、ソーシャルディスタンス**等多々ご不便をおかけいたしますが、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 講習会の実施要領

| 講習の内容 | 講　師 | 受講料 | 定　員 |
|---|---|---|---|
| ①コロナ禍における職場のメンタルヘルスについて | ①福井県障がい福祉課 | 無 料 | 各会場とも<br>入場人数の制限あり<br>（先着順）<br>非会員の受講はできません。<br>※締切後、ハガキにてご連絡いたしますので、当日のご持参をお願いします。 |
| ②健康保険が変わります | ②全国健康保険協会福井支部 | | |
| ③労働(雇用)保険の手続きについて | ③福井労働局公共職業安定所 | | |
| ④健康保険の扶養手続きのポイント | ④日本年金機構福井県内年金事務所 | | |

## 開催日時・会場

※各会場とも13時30分開始、16時30分終了の予定

| 開催月日 | 開催会場 | 定員 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 9月21日（火） | 福井県自治会館（201研修室） | 45名 | 福井市西開発4-202-1 |
| 9月22日（水） | 多田記念大野有終会館 結とぴあ（306号室） | 30名 | 大野市天神町1-19 |
| 9月28日（火） | サンドーム福井管理会議棟（小ホール） | 50名 | 越前市瓜生町5-1-1 |
| 9月29日（水） | 福井県立若狭図書学習センター（講堂） | 20名 | 小浜市南川町6-11 |
| 10月7日（木） | ハートピア春江（YURI情報室） | 40名 | 坂井市春江町西太郎丸15-22 |
| 10月12日（火） | 福井県自治会館（201研修室） | 45名 | 福井市西開発4-202-1 |
| 10月19日（火） | プラザ萬象（小ホール） | 30名 | 敦賀市東洋町1-1 |

## 申し込み方法

**申込書はダウンロードできます!**

ホームページ》事業案内》
広報活動事業》
制度普及啓発事業》
社会保険事務講習会》
お申込はコチラ

- 申込期限／9月15日（水）
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXでお申し込みください。

※お申込みいただいた内容（個人情報等）は社会保険事務講習会以外の目的で利用することはありません。

お問い合わせ　福井県社会保険協会　0776（53）8016　福井県社会保険協会　検索

# 令和2年度
# 事業報告および決算報告

会員事業所の皆様には、日頃より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。去る6月に通常理事会、定時評議員会が行われ、令和2年度の事業報告と収支決算について、書面決議によりいずれも原案どおり承認されました。

## 令和2年度事業報告

### 1 広報活動事業

①広報紙「社会保険ふくい」を年間6回偶数月に発行し、会員事業所に配布するとともに、関係機関の窓口に備え置き、社会保険制度の周知・啓発に努めました。

②協会ホームページをリニューアルし、協会事業を利用していただけるようまとめました。新着情報として「社会保険ふくい」の発信、バックナンバーを掲載するなど制度の周知・広報に努めました。

### 2 制度普及啓発事業

①社会保険制度の届書作成の参考として、6月に冊子「社会保険の事務手続」を会員事業所に配布しました。

②12月に「社会保険事務講習会」を開催しました。なお、6月の社会保険事務説明会、2月のねんきんシニアライフセミナーにつきましては、コロナ禍の影響から開催を中止しました。

### 3 健康づくり啓発事業

職場における健康づくり支援事業として、事業所に医師・薬剤師や各専門家の講師を派遣していますが、コロナ禍の影響から実施を中止しました。

### 4 福利厚生事業

①「越前松島水族館」「海遊館」「東京ディズニーリゾート」「ゴルフ練習場」「けんこうの湯（夏季・冬季）」「スキーリフト」「アイススケート」「下呂温泉・ぎふ長良川温泉」の利用補助券を配布しました。

②「施設利用会員証」を発行することで、全国にある契約施設の宿泊等が優待料金で利用できるよう案内しました。

## 令和2年度決算報告

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

●経常増減の部

（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| 経常収益 | 受取会費 | 37,964,320 |
| | 雑収益 | 43,426 |
| | 受取利息 | 3,208 |
| | 経常収益計 | 38,010,954 |
| 経常費用 | 事業費 | 15,693,419 |
| | 管理費 | 18,366,153 |
| | 経常費用計 | 34,059,572 |
| 当期経常増減額 | | 3,951,382 |

●経常外増減の部

（単位:円）

| | |
|---|---|
| 経常外収益 | 0 |
| 経常外費用 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 |

| | |
|---|---|
| 当期一般正味財産増減額 | 3,951,382 |
| 一般正味財産期首残高 | 36,293,563 |
| 一般正味財産期末残高 | 40,244,945 |

※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

お問い合わせ 福井県社会保険協会 ☎0776(53)8016

福井県社会保険協会 検索

従業員の健康のために！

# 「健康づくり宣言」はじめませんか？

健康づくり宣言
協会けんぽ　福井支部

今、注目されている「健康経営」。従業員の健康管理を企業が経営的な視点から戦略的に実践していく取り組みです。健康経営が企業に必要とされる理由は、従業員の健康上の課題を把握し具体的施策を行うことで従業員の健康満足度が向上し、ひいては企業の生産性の向上、企業イメージ・企業ブランドの向上につながっていくからです。

協会けんぽ福井支部では、平成27年度より事業主が健康経営に取り組むことを内外に宣言し、企業ぐるみで健康経営をスタートする「健康づくり宣言」を実施しています。昨年度は1年間で264社増え、令和3年3月末時点で740社の企業が取り組んでいます。

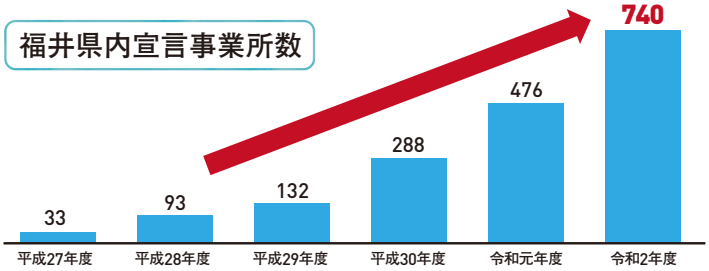


## 協会けんぽが皆さまの健康づくりをお手伝いします！

例えば
- 健診結果を基にした「事業所健康度診断カルテ」の提供
- 健康づくりポスターの提供
- 事業所を訪問しての講習会実施 など

## 健康経営を実践するメリットは？

「健康経営」を実践している企業は、全国平均と比べて離職率が低く、営業利益率もアップしている傾向にあります。

さらに、就活生やその親が企業を見る際に「従業員の健康や働き方に配慮している企業を重要視して選んでいる」ということが経済産業省の調査でわかっています。

**生産性の向上**
- 欠勤率・離職率の低下
- 業務効率・業績の向上
- モチベーションの向上 など

**負担軽減**
- 疾病予防による休業手当の支払い減少　など

**イメージアップ**
- 企業価値の向上
- 企業イメージの向上
- 新規採用促進　など

**リスクマネジメント**
- 労災発生の防止
- 病気による欠員リスクの回避　など

## 健康づくり宣言の内容

**❶健康診断受診100%**
事業主を含む全従業員に対して「定期健康診断」を実施します。

**❷特定保健指導利用100%**
健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方は「特定保健指導」を利用します。

**❸再検査・要治療者への受診勧奨**
健診の結果、検査や治療の必要がある場合は、医療機関の受診を勧めます。

**❹事業所内での健康づくりの推進**
日々のラジオ体操や階段利用など、事業所の実態に応じて健康づくりを行います。

宣言の申込方法などの詳細については、ホームページをご覧ください。

協会けんぽ福井　健康づくり宣言　検索

ホームページ＞事業所の健康づくり「健康づくり宣言」＞
事業所の健康づくりを始めるには？＞「健康づくり宣言」始めませんか？宣言申込書はこちら

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

## 健康経営をさらにステップアップ！

# 健康経営優良法人認定の取得!

| 健康経営優良法人 Health and productivity | 健康経営優良法人 Health and productivity |
|---|---|
| 大規模法人部門 | 中小規模法人部門 |
| ●全国……1801社 | ●全国……7934社 |
| ●福井……10社 | ●福井……72社 |

企業における労働環境をはじめとする健康課題の改善に向けた健康づくりの取り組みにおいて、特に優秀な健康経営を実践している企業等を顕彰する制度で、経済産業省協力のもと日本健康会議が認定しています。

「健康経営優良法人」と認定されることで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから高い社会的評価を受けることができると考えます。健康経営に取り組むことを企業のトップからのメッセージとして発信し、コミットしていくことが重要です。

## 認定制度の評価項目（抜粋）と事業所での取り組み例

### ●健康課題に基づいた具体的目標の設定（必須）

自社の健康課題や労働環境を把握し、その改善に向けた計画を立てましょう。

例 ◎今年度の年次有給休暇取得日数を年間で平均3日増やす

### ●受動喫煙対策に関する取り組み（必須）

たばこは病気のリスクを高めます。
受動喫煙防止に向けて職場環境を整備しましょう。

例 ◎敷地内禁煙、屋内完全禁煙とする
◎喫煙場所を限定し、分煙を行う

### ●適切な働き方実現に向けた取り組み

従業員が充実した仕事とプライベートの時間を送るための環境づくり、「ワークライフバランス」を維持・改善するための取り組みを行いましょう。

例 ◎定時消灯日・退出日（ノー残業デー等）を設定
◎年次有給休暇の取得を促進する取り組み
（バースデー休暇など）

### ●従業員の感染症予防に向けた取り組み

感染症予防や感染者対策に関する環境を整えることで、欠勤や病休等を防ぎましょう。

例 ◎インフルエンザの予防接種の費用負担（一部負担でも可）
◎感染者の出勤停止や特別休暇認定制度の整備
◎アルコール消毒液の設置やマスクの配布

## 健康経営優良法人2022申請のスケジュール（令和3年9月～予定）

※認定制度の詳細については経済産業省ホームページをご確認ください。 経済産業省 健康経営優良法人認定制度 検索

**【協会けんぽ福井支部では、健康経営優良法人認定に向けて、健康づくりの取り組みを支援し、提出前に申請書の内容を確認しております。お気軽にご相談ください。】**

お問い合わせ 全国健康保険協会 福井支部 協会けんぽ
0776(27)8301（企画総務グループ）
協会けんぽ 福井支部 検索

賞与支払いから5日以内に！

# 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください！

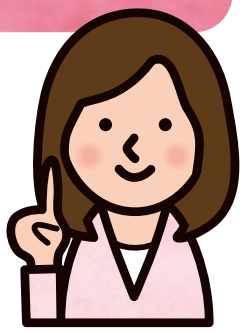

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、届け出漏れがないようにご注意ください。

令和3年度より「賞与支払届総括表」は廃止となりました。ただし、賞与支払予定月に賞与が支払われなかった場合は、新たに「賞与不支給報告書」の提出が必要となりました。

※賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を出力した届出用紙または電子媒体を予定月の前月に送付します（送付を希望しない事業所を除く）。

## 賞与とは？

### 対象となるもの

◆賞与（役員賞与も含む）・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏（冬）季手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの

◆上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

### 対象とならないもの

◆左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの（標準報酬月額の対象になります）

◆恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など

◆出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金など

TOPICS 年金制度改正のコト

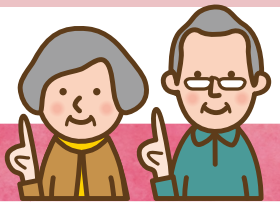

# 受給開始時期の選択肢の拡大

## 繰下げ受給の上限年齢の引上げ（令和4年4月より実施）

現在、公的年金の受給開始時期は、原則、個人が60歳から70歳の間で自由に選択でき、65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には年金月額は減額（最大30%）、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には年金月額は増額（最大42%）となります。

今回の改正で、この受給開始時期の上限が70歳から75歳に引き上げられ、75歳から受給を開始した場合の年金月額の増額率は84%となります。

国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済の退職年金についても、繰下げ受給の上限が70歳から75歳に引き上げられます。

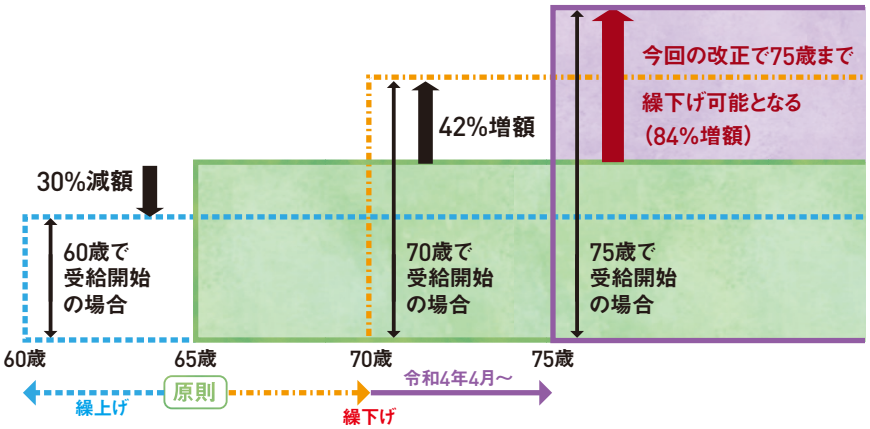


| 受給開始時期 | 受給率 | |
|---|---|---|
| 60歳 | 70% | 繰上げ⇒ |
| 60歳1カ月 | 70.5% | |
| 60歳2カ月 | 71% | |
| ⋮ | ⋮ | |
| 61歳 | 76% | |
| 62歳 | 82% | |
| 63歳 | 88% | |
| 64歳 | 94% | |
| 65歳 | 100% | 原則 |
| 66歳 | 108.4% | 繰下げ⇒ |
| 67歳 | 116.8% | |
| 68歳 | 125.2% | |
| 69歳 | 133.6% | |
| 70歳 | 142% | |
| 71歳 | 150.4% | |
| 72歳 | 158.8% | |
| 73歳 | 167.2% | |
| 74歳 | 175.6% | |
| 75歳以降 | 184% | |

65歳より1カ月早く受けるごとに0.5%の減額（1年早く受けることに6%の減額）

66歳より繰下げ可能で1カ月遅く受けるごとに0.7%の増額（1年遅く受けることに8.4%の増額）

お問い合わせ 日本年金機構 各年金事務所
福井 0776(23)4518　武生 0778(23)1126　敦賀 0770(23)9904

日本年金機構 検索

子育て支援の特例です！

# 育児休業と保険料の取り扱いについて

育児休業期間終了後に勤務時間の短縮等によって収入が減り、標準報酬月額に1等級以上の差が生じた場合は、標準報酬月額が改定され保険料は減額されます。さらに、保険料が減額されても将来の年金額は収入が減る前の標準報酬月額を基に計算する特例があります。対象となる被保険者の方への周知をお願いします。

## ❶育児休業等の期間の保険料免除

### ●被保険者負担分・事業主負担分とも保険料が免除

育児・介護休業法等による満3歳未満の子を養育するための育児休業等の期間は、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。
事業主は、育児休業等の新規取得・期間延長や、育児休業が終了予定日前に終了した場合は、**「育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届」**を提出します。

### ●被保険者資格や保険給付の取り扱いは変わらない

保険料免除期間は、育児休業等開始月から終了予定日翌日の月の前月までです。
免除期間でも、被保険者の資格に変更はありません。保険給付（出産手当金や年金額の計算）には、育児休業等取得直前の標準報酬月額が用いられます。

## ❷育児休業等終了時の標準報酬月額の改定

### ●育児休業等終了後の報酬に応じて標準報酬月額を改定

育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者については、終了日翌日の月以後3カ月間の報酬に応じ、4カ月目から標準報酬月額を改定できます。
改定は下記の（A）と（B）を満たすときに行われます。
（A）従前と改定後の標準報酬月額に1等級以上の差（通常は2等級以上の差）
（B）3カ月間のうち1カ月の支払基礎日数が17日以上（通常は3カ月とも17日以上）

### ●事業主が被保険者の申出をうけて届出

この育児休業等終了時改定は、事業主が被保険者の申出をうけて**「育児休業等終了時報酬月額変更届」**を提出することで行われます。

## ❸養育期間中の年金額保障の特例

### ●より高い養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額は、勤務時間短縮等のため、養育開始前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）より低くなることがあります。
復職後の養育期間中は子育て支援の観点から、受ける報酬が低くなっても、将来受け取る年金額に影響が出ないよう、年金額の計算にあたっては、従前の標準報酬月額がそのまま用いられます（実際に負担する保険料は、復職後の報酬に応じた標準報酬月額で計算されます）。

### ●事業主が被保険者の申出をうけて届出

この措置は、事業主が被保険者の申出をうけて**「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」**を提出することで行われます。

### （例）～復職後、収入が30万円から15万円に減った場合～

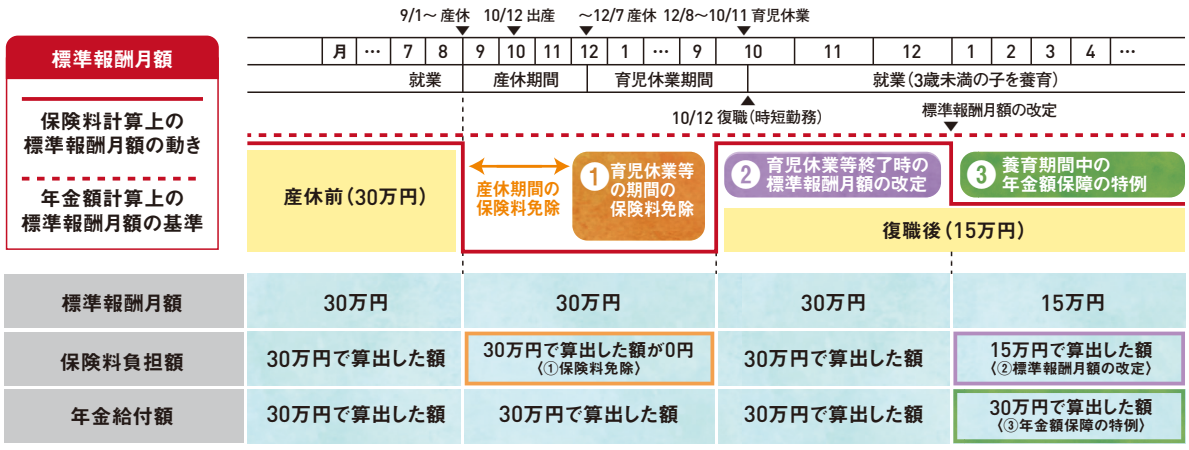


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 標準報酬月額 | 30万円 | 30万円 | 30万円 | 15万円 |
| 保険料負担額 | 30万円で算出した額 | 30万円で算出した額が0円〈①保険料免除〉 | 30万円で算出した額 | 15万円で算出した額〈②標準報酬月額の改定〉 |
| 年金給付額 | 30万円で算出した額 | 30万円で算出した額 | 30万円で算出した額 | 30万円で算出した額〈③年金額保障の特例〉 |

**※産前産後休業期間の後に復職された場合も、育児休業期間後の復職と同様の取り扱いです**

お問い合わせ
日本年金機構 各年金事務所
福井 ☎0776（23）4518　武生 ☎0778（23）1126　敦賀 ☎0770（23）9904
日本年金機構　検索

## 表紙のれしぴ

# 「ナスのからし漬け」

### 地がらしと麹甘酒の相性が生むツンとした辛さがクセになる

創業500年を誇り、味噌や麹、醤油などを扱う『国嶋清平商店』。「以前は自宅用に作っていたのですが、お得意様にプレゼントするうちに評判となり、今では商品として一年中販売しています」と、18代目の中林久慈さん。麹を買ってご自分で作る方も多いそうで、皆さんの家庭の味となっているようです。

①お湯で溶き、かき回して辛みを出した地がらしに甘酒（麹に軟飯を混ぜ、一晩保温して作ったもの）を少しずつ合わせる

②ナスは一晩水に漬けて塩出ししておく。水をしっかり切ったら、調味料（醤油と砂糖を煮立てて冷ましておいたもの）と合わせる

③ナスを手でもんで調味料の味をしっかりと絡ませたら、①と合わせて完成

つくってくれたのは

**国嶋清平商店**
福井市順化2-15-1
☎0776-22-1530
※詳しいレシピはコチラ⇒

## 保険料率が下がる5つのコト ～インセンティブ制度について～ vol.3

インセンティブ制度による健康保険料率の引き下げは、4･5月号で紹介した5つの行動により決まります。
今回はその2つめの「健康相談を受ける」（②特定保健指導の実施率）について説明します。

### 「健診受診＝予防」ではありません!

**令和元年度の**
**福井県の特定保健指導の実施率は**
**19.6% ⇒ 全国21位**

年に1回の健診を受診することはとても大切です。でも、もっと大切なことは、健診で体の状態を確認し、後に病気にならないよう日頃からケアすることです。もしメタボと判定されたら、従業員は自分のケアに努めるとともに、事業所は特定保健指導を活用して、保健師・管理栄養士のアドバイスが提供できる環境づくりを行うなど、ともに改善に向けた取り組みが必要です。これは、将来に向けた事業所と従業員の健康を守ることであり、さらには、福井県全体の保険料率を下げるインセンティブにもつながります。

### 健診結果を振り返ってみよう!

メタボリックシンドロームのリスク判定

腹囲 男性85cm以上 女性90cm以上
BMI BMIが25以上
※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

⇒

1 血糖 空腹時血糖（または随時血糖）100mg/dl以上、または、HbA1c（NGSP値）5.6%以上
2 血圧 最高血圧 130mmHg以上、または、最低血圧 85mmHg以上
3 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上、または、HDLコレステロール 40mg/dl未満

**上記に該当する人は特定保健指導の対象となります。**

**特定保健指導の流れ**

対象者がいる事業所へ協会けんぽから案内を送付 ⇒ 事業所が協会けんぽへ申し込み ⇒ 訪問日を決定 ⇒ 保健師・管理栄養士が事業所へ訪問
20～30分の個別面談で、生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った具体的な改善策や目標を一緒に考えます

タブレットやスマホを利用すれば、事業所内に限らずどこでもWebによる実施が可能です!

**令和元年度 福井支部実績**

| | | |
|---|---|---|
| ①特定健診等の実施率 | 61.2% ⇒ 53点（18位） | |
| ②特定保健指導の実施率 | 19.6% ⇒ 51点（21位） | |
| ③特定保健指導対象者の減少率 | 33.7% ⇒ 56点（12位） | |
| ④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 | 17.3% ⇒ 76点（2位） | |
| ⑤ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合 | 77.5% ⇒ 45点（35位） | |

**合計得点 281点で 全国5位!**

**インセンティブにより 0.04%引下がり**
**令和3年度は9.98%に!!**

次号は指標③「適正体重をめざす」について詳しく説明します。

## INFORMATION

### ●年金事務所相談のご案内（8～10月）

**予約受付専用電話へ**

時間／8:30～17:15
※月曜（休日の場合は週初めの平日）は19:00まで
※第2土曜は9:30～16:00
休み／土･日曜、祝日
※第2土曜は休日相談日

### ●出張相談所の相談日時

**事前に直接年金事務所へ電話ご予約のうえ、当日は必ず予約時間までにお越しください**

（注）12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

| | | |
|---|---|---|
| 勝山市民会館 | 9月9日㈭<br>10月14日㈭ | 10:00～15:30<br>10:00～15:30 |
| 大野商工会議所 | 8月26日㈭<br>9月30日㈭<br>10月28日㈭ | 10:00～15:30<br>10:00～15:30<br>10:00～15:30 |
| 小浜市文化会館4階（小浜市役所横） | 8月26日㈭<br>9月9日㈭･22日㈬<br>10月14日㈭･28日㈭ | 10:00～15:00<br>10:00～15:00<br>10:00～15:00 |

**年金相談の予約をご利用ください!**
〈受付時間〉月～金（平日）8:30～17:15

予約受付専用電話 **0570-05-4890**（ゴヨヤクヲ）

福井年金事務所 ☎0776（23）4518（自動音声案内）
武生年金事務所 ☎0778（23）1126（自動音声案内）
敦賀年金事務所 ☎0770（23）9904（自動音声案内）

令和3年8月13日
〈記事提供〉日本年金機構 福井･武生･敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部
〈発　　行〉一般財団法人 福井県社会保険協会　〈制　　作〉株式会社 ウララコミュニケーションズ